

市場単価の廃止と対応方法について

【市場単価 3 工種の廃止】

以下に示す市場単価 3 工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、県においても市場単価方式による単価設定を廃止する。

- ①鉄筋工（太径鉄筋含む） ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工

【対応方法について】

廃止される市場単価 3 工種に関連する、積算基準書上の記載については、「廃止」として扱う。（廃止と解釈する。）

なお、廃止単価については、静岡県積算基準決定要領第 3「積算基準の決定」に基づき、必要に応じて下記の各省庁が示す標準歩掛を使用すること。

農水省：『令和 8 年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類の改正について』 3. コンクリート工③鉄筋工

【鉄筋工（太径鉄筋含む）読み替え例】

【農地】施工パッケージ型積算基準 ②補強土壁工（帯鋼補強土壁、アンカー補強土壁、ジオテキスタイル補強土壁）

壁面上端処理を施工する場合は、下記による。

- (1) コンクリート工 変更なし
- (2) 型枠工 変更なし
- (3) 鉄筋工 市場単価により別途計上する。

（読み替え）「土地改良事業等請負工事標準歩掛 3. コンクリート工③鉄筋工」により別途計上する。